

（目的）

第1条 市立小中学校の事務職員と事務局職員とが意見交換をする機会を設けることにより、学校事務室と事務局との情報共有化・連携を図る。また、いろいろな課題を調整協議、検討することにより事務処理の軽減（簡素）化と効率化を図る。もって、必要性の高い業務を執り行い、よい教育環境づくりに寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 調整協議、検討する組織の名称は、学校事務室・事務局パートナー協力会議（以下「パートナー会議」という。）とする。

（検討事項）

第3条 調整協議、検討する事項は、次のとおりとする。

- （1）学校事務室と事務局とで調整協議を要すること
 - （2）学校事務室と事務局との情報共有化に関すること
 - （3）事務の効率化に関すること
 - （4）（1）～（3）のほか、学校教育部長（以下「部長」という。）が必要と認めること
- 2 調整協議、検討した結果については、部長に報告するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、調整協議、検討する内容が専門的な事務内容である場合には、パートナー会議は適切な話し合いの機会を設けるように報告することができる。

（組織）

第4条 パートナー会議は、次の者をもって構成する。

学校教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）

事務局（学校教育部）各課の庶務担当主査

学校事務職員（小学校事務職員会、中学校事務職員会、市費支弁事務職員会から推薦のあった者それぞれ3名）

- 2 会長は教育総務課長とし、副会長は事務局、学校事務職員から各1名を互選する。
（会長及び副会長の職務）

第5条 会長は、パートナー会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 パートナー会議の座長は、副会長が交互に務める。

（会議）

第6条 パートナー会議の会議は、会長が招集する。

- 2 パートナー会議は、第4条第1項に掲げる者以外のもの、調整協議、検討する案件の事情等に詳しいものを会議に招き、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 パートナー会議の庶務は、教育総務課校務支援担当があたる。

（補則）

第8条 第1条から第7条までに定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。